

## ご存知ですか？

### 知らないと損する社会保険未加入問題

法人事業所や5人以上の従業員がいる個人事業所でも、健康保険被保険者適用除外の承認を受けていれば必要な健康保険に加入しているものとして取扱いされますので、改めて協会けんぽ(旧社会保険)に入り直す必要はありません。

## 法人を設立したいとお考えの方へ！

### 建設国保加入中の一人親方・個人事業主の方が 会社(法人)を設立する場合は

年金事務所へ以下の①、②の手続きをすることで、引き続き建設国保へ残ることができます。

①「厚生年金保険被保険者資格取得届」を法人設立日から5日以内に提出すること。

※②と①を別に年金事務所へ届け出する場合は、①の左肩に

“健康保険被保険者適用除外承認申請書は別途提出予定”と必ず記載してください。

②「健康保険被保険者適用除外承認申請書」を法人設立日から14日以内に提出すること。

※建設国保へ加入中のため、健康保険の適用を除外してくださいという申請です。



## まずは建設国保へ ご連絡ください

みなさまの事業所で法人化(会社設立)の予定がある場合は、事前に支部・出張所の窓口までご連絡ください。

申請書の発行や、保険証への事業所名記載ができますのでご相談ください。

**詳細はこちらのページをご覧ください。**